※指定訪問介護及び介護保険法第１１５条の４５第１項第１号に基づく第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）を併せて行う場合の運営規程（参考例）

○○ホームヘルパーステーション（※事業所名）運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社○○（事業者名）が開設する○○ホームヘルパーステーション（※事業所名）（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）（以下「訪問介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態、要支援状態又は事業対象者の状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び介護保険法に基づく第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

２　事業所の介護保険法に基づく第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又はサービス事業対象者の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。

３　訪問介護事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　(1)　名　称　○○ホームヘルパーステーション

　(2)　所在地　○○市○○町・・・・

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　１人（常勤１人、併設○○施設の管理者と兼務）

　　 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)　サービス提供責任者　○人（常勤○人）

サービス提供責任者は、訪問介護計画等の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

(3)　訪問介護員等　○人以上（常勤○人以上、非常勤○人以上）

　　 訪問介護員等は、訪問介護事業の提供に当たる。

(4)　事務職員　○名（常勤○人、非常勤○人、併設○○施設の事務職員と兼務）

　　 事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画等により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

(1)　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、８月１４日から同月１６日まで及び１２月２９日から１月３日までを除く。

(2)　営業時間　○○時○○分から○○時○○分までとする。

(3)　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護事業の内容）

第６条　訪問介護事業の内容は次のとおりとする。

(1)　身体介護

(2)　生活援助

(3)　通院等のための乗車又は降車の介助（要介護者に限る。）

（利用料その他の費用の額）

第７条　訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は井原市で定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において訪問介護事業を行う場合の交通費として、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

(1)　公共交通機関（タクシーを除く。）を使用する場合は，事業所最寄りの駅等から利用者の居　　 宅最寄りの駅等までの片道ごとの運賃と，事業所最寄りの駅等から通常の事業の実施地域を越 える地点に最も近い駅等までの片道ごとの運賃との差額に相当する額。

(2)　タクシーを使用する場合は，通常の事業の実施地域を越えた地点から片道ごとの実費。

(3)　自動車を使用する場合は，通常の事業の実施地域を越えた地点から片道○○キロメートルごとに○○円。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には，利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で，利用者から支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市（旧○○町の区域を除く）、○○町、○○町及び○○町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　事業所の従業者は、現に訪問介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施

（４）虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

（５）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１１条　事業所は、事業所の従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

２　事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

４　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令に定めるところによるものとする。

附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。